

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した傷病のうち、「急性腰痛症」は業務上の事由によるものと認められるが、「化膿性脊椎炎」は業務上の事由によるものとは認められないとした事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中、滑って後ろ向きに転倒（以下「本件災害」という。）した際に腰部を負傷したとして、本件災害発生日の数日後に〇〇病院を受診し、MR I 検査で「腰椎圧迫骨折」が認められなかったことから、「急性腰痛症」と診断されたが、痛みが増したとして、翌月〇日に△△病院を受診したところ、MR I 検査及び血液検査の結果から、「化膿性脊椎炎」と診断された。

請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、「化膿性脊椎炎」は業務上の事由によるものとは認められないとして不支給処分をした。

2 審査請求の理由

「化膿性脊椎炎」は、本件災害を原因とした「腰椎圧迫骨折」によって生じた傷病である。

3 原処分庁の意見

本件災害発生日の数日後に受診した〇〇病院で受けたMR I 検査では、「腰椎圧迫骨折」及び「化膿性脊椎炎」のいずれの画像所見も認められなかったことから、本件災害と「化膿性脊椎炎」との因果関係は極めて薄い。よって、「化膿性脊椎炎」は、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 〇〇病院のA医師の意見書等から、請求人は、MR I 検査で「腰椎圧迫骨折」が認められなかったことから「急性腰痛症」と診断され、鎮痛剤及び腰部バンドが処方されたことが認められる。また、B専門医も、「急性腰痛症」は本件災害によって生じたものと判断している。

したがって、「急性腰痛症」については、業務上の事由によるものと認められ、「急性腰痛症」に係る療養補償給付は支給すべきものと判断する。

なお、「急性腰痛症」の療養に係る休業日については、〇〇病院を受診した2日間のみであり、労働者災害補償保険法第14条第1項に規定する待期間にあたることから、休業補償給付の対象とは認められない。

- (2) B 専門医は、「腰椎圧迫骨折」は「化膿性脊椎炎」による骨破壊像と判断すべきであり、また、「化膿性脊椎炎」が外傷に続発することは通常の経過ではなく、さらに、請求人は、本件災害発生時には高齢であり、かつ、循環器疾患の既往等があったため、感染に対する免疫力が低下している易感染性宿主とみなされることから、本件災害と関係なく「化膿性脊椎炎」が発症していた可能性があるかと判断している。
- したがって、「化膿性脊椎炎」については、本件災害との相当因果関係は認められず、業務上の事由によるものとは認められない。
- (3) 以上のことから、監督署長が請求人に対してした「急性腰痛症」に係る療養補償給付の不支給処分については、これを取り消し、その余の請求は棄却する。